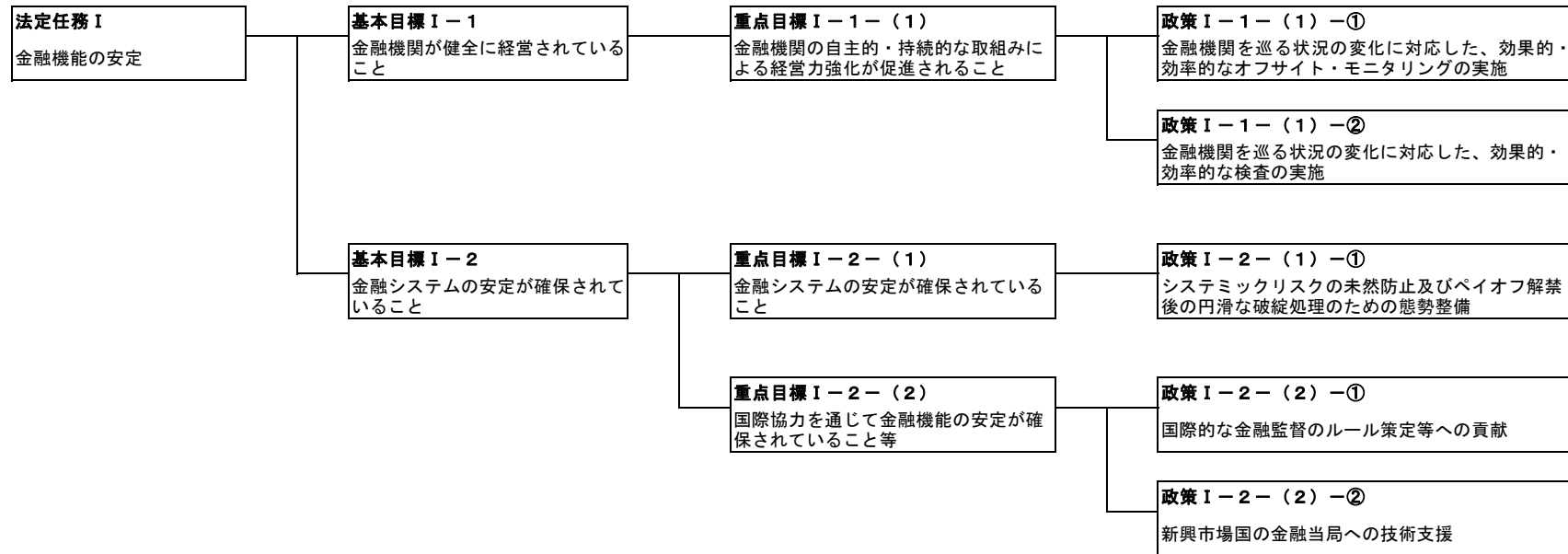


平成18年度実績評価書要旨

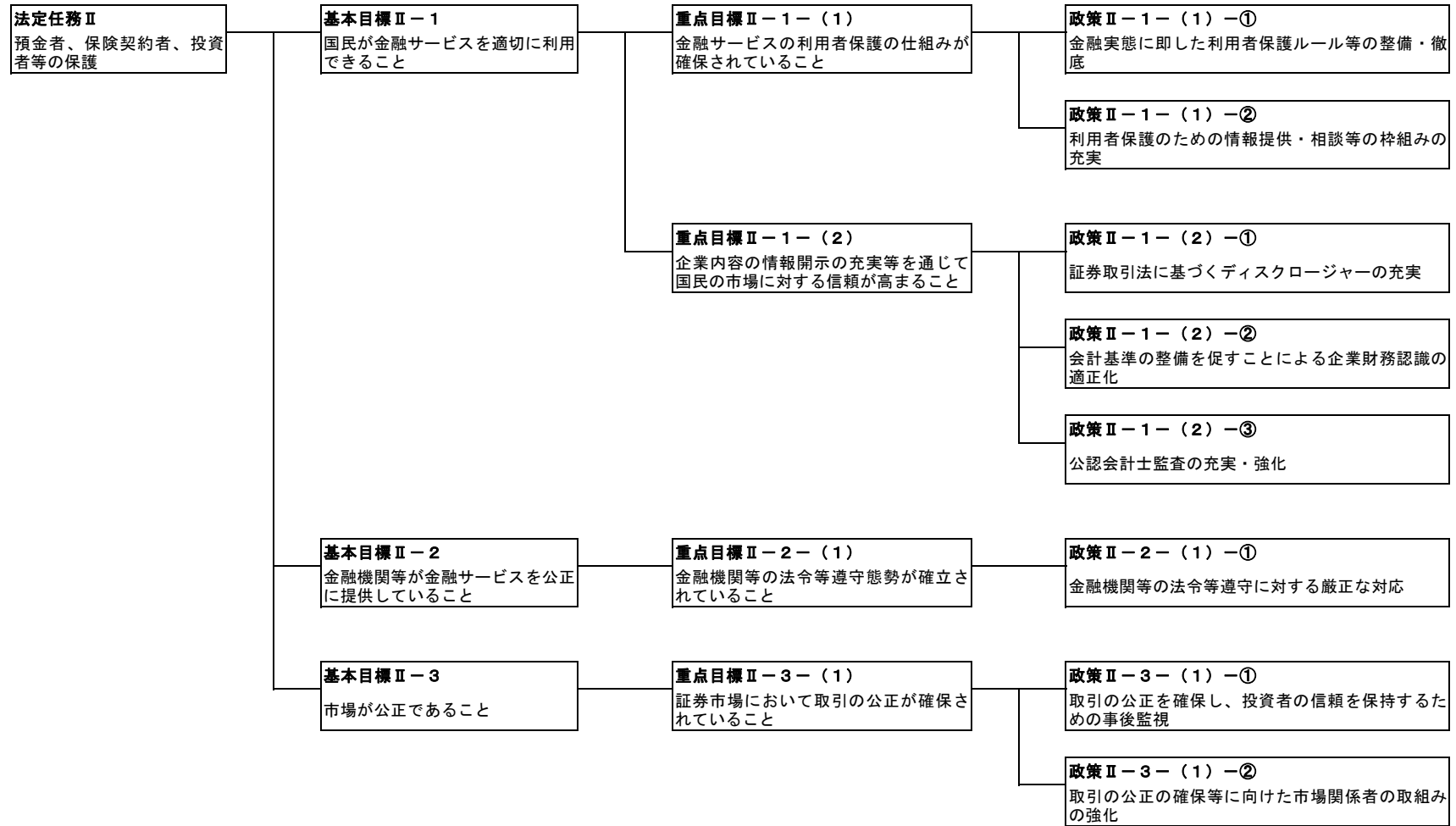
(評価対象期間:平成18年7月～19年6月)

平成19年9月
金融庁

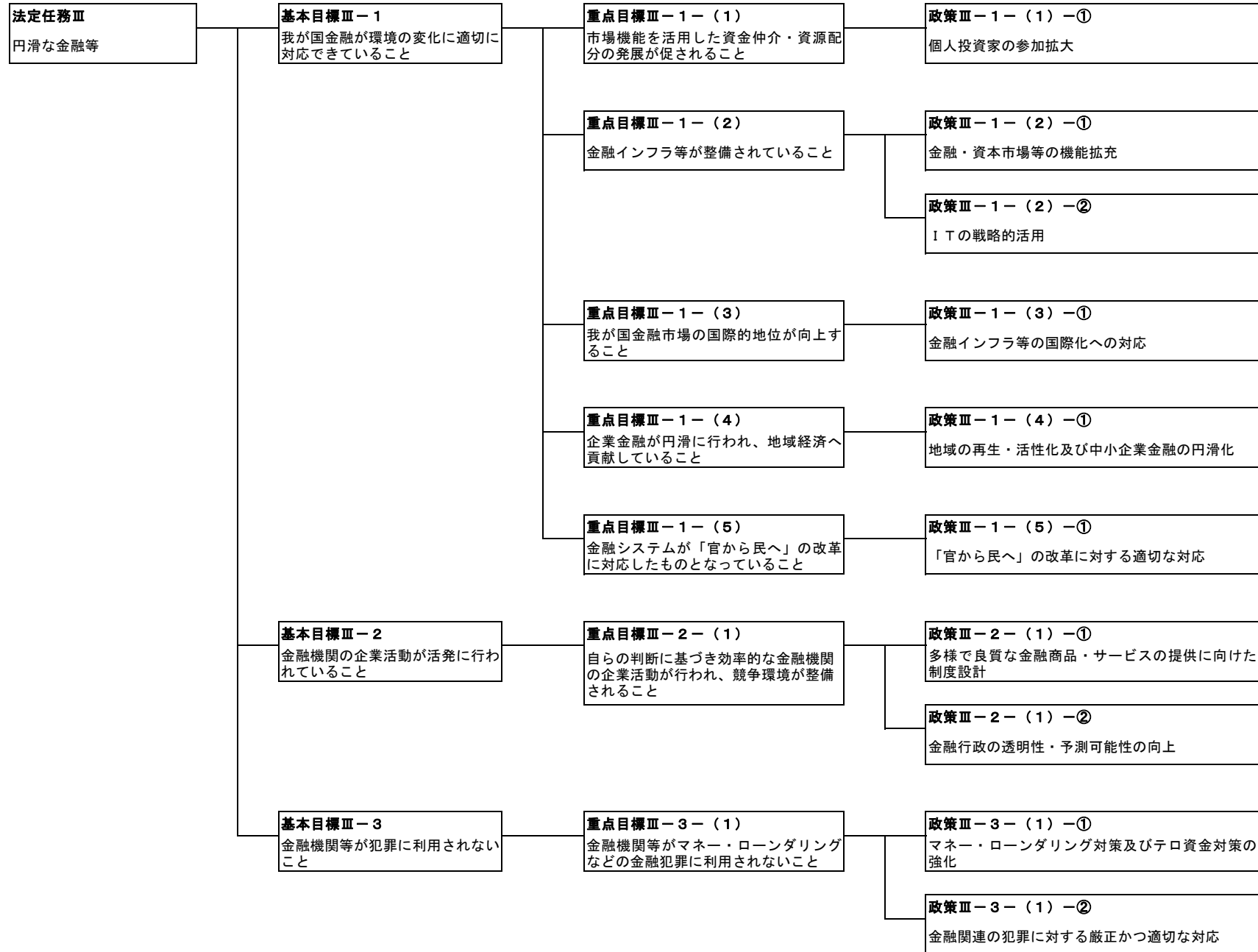
平成18年度金融庁政策評価実施計画（政策体系図）



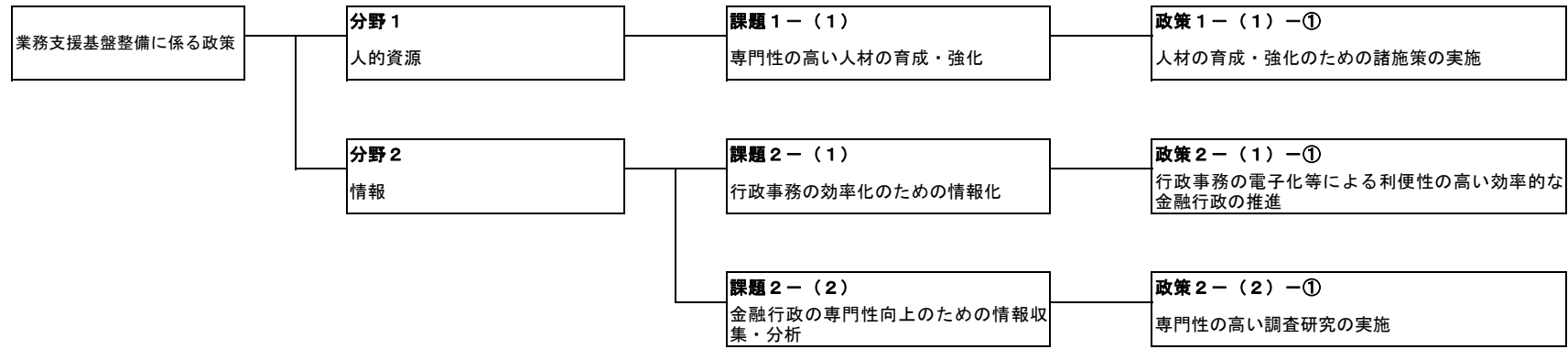
平成18年度金融庁政策評価実施計画（政策体系図）



平成18年度金融庁政策評価実施計画（政策体系図）



平成18年度金融庁政策評価実施計画（政策体系図）



平成18年度実績評価書要旨

担当部局名: 監督局総務課、監督局総務課パーゼルⅡ推進室、監督局総務課コングロマリット室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局総務課協同組織金融室、監督局保険課、監督局証券課

評価実施時期:平成19年8月

<p>政策名</p>	<p>金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 (平成18年度実績評価書:18頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け 政策I-1-1(1)-①</p>																											
<p>政策の概要</p>	<p>金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。そこで、監督態勢の強化、金融機関を巡る状況の変化を踏まえたヒアリング等のオフサイト・モニタリングの実施、早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用等を図ることとする。</p>																												
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 金融機関を取り巻く様々なリスクが高まる中、金融機関の経営の健全性の状況を継続的・定量的に把握する重要性が高まっていることから、金融機関の各種リスクの状況等についてのモニタリングが必要である。 また、金融機関を巡る状況の変化を踏まえたリスク管理に関するルールの整備、我が国の金融を巡るコングロマリット化への対応、早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用を行うことが必要である。</p> <p>(効率性) 検査・監督連携会議を開催し、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、効率的なモニタリングを実施することが必要である。また、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで迅速かつ効率的に行うことが必要である。 さらに、金融機関のリスク管理実務等の発展を踏まえ、今後とも、必要に応じ国内実施ルールの見直しやQ&Aの充実等を図っていく必要がある。</p> <p>(有効性) 効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施の取組みもあって、銀行セクターを中心として金融機関の健全化が進展しており、19年3月末も引き続き主要行において自己資本比率が上昇、不良債権比率が減少した。 オフサイト・モニタリング・システムについては新システムへ移行することでデータの暗号化、オンラインでの徴求が可能になり事務の効率性や利便性の向上、情報管理面における安全性の向上に資した。 18事務年度に旧安定化法（金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律）及び早期健全化法に基づく資本増強額（約10.4兆円）のうち約2.4兆円の返済が行われ、その結果、19年6月末の残高は約1.6兆円となるとともに、19年6月末までに約1.2兆円の利益が生じており、「納税者利益」に資した。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関の監督体制の強化及び金融機関監督に係る調査・分析機能の強化 必要に応じて金融コングロマリット監督指針の内容の見直し 金融機関に対して有効なオフサイト・モニタリングを行うための報告・分析の対象となる情報の処理を行うコンピュータ・システムの機能強化 パーゼルⅡの実施等、金融機関のリスク管理実務等の進展を踏まえ、リスク管理に関するルールの必要に応じた見直し、Q&Aの充実 早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="395 1518 1232 1888"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="2">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年3月末</th> <th>19年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること</td> <td>主要行の不良債権比率</td> <td>%</td> <td>2.9 (17年3月末)</td> <td>1.8</td> <td>1.5</td> <td>17年3月末時点の水準以下に維持されること</td> <td>金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値		目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年3月末	19年3月末	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	主要行の不良債権比率	%	2.9 (17年3月末)	1.8	1.5	17年3月末時点の水準以下に維持されること	金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。								
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																
				18年3月末	19年3月末																								
金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	主要行の不良債権比率	%	2.9 (17年3月末)	1.8	1.5	17年3月末時点の水準以下に維持されること	金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。																						
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																										
	<p>第162回国会施政方針演説</p>	<p>平成17年1月21日</p>	<p>主要銀行の不良債権残高はこの2年半で15兆円減少し、不良債権比率を目標実現に向け4%台に減らすことができました。</p>																										
	<p>第164回国会施政方針演説</p>	<p>平成18年1月20日</p>	<p>主要銀行の不良債権残高はこの3年半で20兆円減少し、金融システムの安定化が実現</p>																										

平成18年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:検査局総務課

政策名	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施 (平成18年度実績評価書:26頁)	政策体系上の位置付け 政策I-1-(1)-②																														
政策の概要	金融機関を取り巻く情勢の変化に留意し、金融実態に応じた的確な検査を、検査基本方針・検査基本計画に従って実施するとともに、平成18年1月より試行を開始した金融検査評定制度を、その定着の度合いや運用状況を見極めつつ、本格施行に移す。【根拠法令】銀行法第25条等																															
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保していく必要があり、立入検査はそのために必要な手段である。</p> <p>(効率性) 検査基本方針・基本計画に基づき、利用者保護に係る検証をはじめとして、金融実態に応じた的確な検査の実施に努め、金融機関の取組みが不十分な態勢等について指摘した結果、金融機関においては改善に向けた取組みが行われ、一定の成果があった。「金融検査評定制度」については、「金融検査評定制度に関するQ&A」等を作成・公表するなど、当該制度に対する関係者の一層の理解の向上に努めた。</p> <p>(有効性) 金融検査における様々な指摘を踏まえ、各金融機関においては改善に向けた取組みが行われており、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に資した。 また、19年3月期より実施されたバーゼルⅡへの取組み状況の検証及び金融検査マニュアルの全面改訂を受け、各金融機関において、適切な自己資本管理態勢及び統合的リスク管理態勢の改善に向けた取組みが行われた。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バーゼルⅡの実施等の規制環境の変化への対応や、金融商品・取引の高度化・複雑化、郵政民営化等の金融環境の変化への的確な対応のため、情報収集分析能力の強化を図る ・邦銀の海外業務が活発化する中で、金融機関が抱えるリスクが多様化してきていることへの対応を図る ・保険金等の適切な支払管理態勢の検証をはじめとする、利用者保護への対応を図る ・eラーニングの積極的活用を含めた検査官に対する研修の充実等を通じ、検査能力・技術の更なる向上を図る ・金融検査評定制度の全面的な本格施行(20年1月)に向けて、データやノウハウを蓄積するとともに、検査官の目線の統一を図る <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること</td> <td>金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保状況</td> <td></td> <td>※左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があり、これは法令上の立入検査の目的規定とされている。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	16年度	17年度	18年度	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保状況		※左記指標は、定性的指標である。					金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があり、これは法令上の立入検査の目的規定とされている。									
達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																			
			16年度	17年度	18年度																											
金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保状況		※左記指標は、定性的指標である。					金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があり、これは法令上の立入検査の目的規定とされている。																								
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																													

平成18年度実績評価書要旨

担当部局名: 監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局企画課信用機構企画室、総務企画局政策課広報室、検査局総務課

評価実施時期: 平成19年8月

<p>政策名</p>	<p>システミックリスクの未然防止及びペイオフ解禁後の円滑な破綻処理のための態勢整備 (平成18年度実績評価書: 33頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け 政策I-2-(1)-①</p>																									
<p>政策の概要</p>	<p>預金者保護や金融システムの安定を図る観点から、預金保険制度周知のための広報活動、預金保険法第102条の適切な運用、名寄せデータの精度の維持・向上等、システミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備を実施していく。</p>																										
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 金融システムの枠組みが金融機関の自己責任と市場による規律付けを中心とし、行政による規律付けは補完的な役割に移行する中、金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提としてシステミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られる必要がある。</p> <p>(効率性) 預金保険制度の周知及び適切な運用、名寄せデータ精度の維持・向上及び関係機関との連携強化などの施策によりシステミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備を図ることができる。</p> <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度についての国民の認知度が前年に比べ向上した。 ・預金保険制度の適切な運用については、りそなグループが策定した「経営健全化計画」の着実な進捗が図られており、また足利銀行の受け皿選定作業も進捗している。 ・円滑な破綻処理のための態勢整備については、金融機関における名寄せデータの精度の維持・向上が図られた。 <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の認知度の維持・向上のための広報活動 ・預金保険法第102条の適切な運用 ・名寄せデータ精度の維持・向上、関係機関（預金保険機構）との連携強化 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="399 1400 1228 1702"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="2">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年</th> <th>18年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">システミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られること</td> <td>預金保険制度についての国民の理解状況</td> <td>% (「知っていた」と回答した世帯)</td> <td></td> <td>62.3</td> <td>80.9</td> <td></td> <td rowspan="2">金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提としてシステミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られる必要がある。</td> </tr> <tr> <td>名寄せデータの整備状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値		目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	17年	18年	システミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られること	預金保険制度についての国民の理解状況	% (「知っていた」と回答した世帯)		62.3	80.9		金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提としてシステミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られる必要がある。	名寄せデータの整備状況					
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方														
				17年	18年																						
システミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られること	預金保険制度についての国民の理解状況	% (「知っていた」と回答した世帯)		62.3	80.9		金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提としてシステミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られる必要がある。																				
	名寄せデータの整備状況																										
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等 第162回国会施政方針演説</p>	<p>年月日 平成17年1月21日</p>	<p>記載事項(抜粋) ペイオフ解禁は予定どおり4月から実施いたします。健全な競争の促進と利用者保護を図り、多様な金融商品やサービスを国民が身近に利用できる「金融サービス立国」を目指します。</p>																								

平成18年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:総務企画局総務課国際室、監督局総務課国際監督室

<p>政策名</p>	<p>国際的な金融監督のルール策定等への貢献 (平成18年度実績評価書:41頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け 政策1-2-(2)-①</p>																															
<p>政策の概要</p>	<p>世界各国の経済及び金融システムの相互連関がますます深まる中、国際的な取組みを通じて各国の金融システムの安定を図ることは、我が国の金融システムの一層の安定化にもつながるものであり、各国の金融システムの適切かつ秩序ある自由化を促進することは、我が国金融機関の海外での事業活動にも好影響をもたらすものであると考えていることから、各国際フォーラムにおける国際ルール策定等に積極的に参画していく。</p>																																
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 国際化や金融コングロマリット化の進展に伴い、海外監督当局との連携強化の必要性が増すとともに、規制・基準の収斂の動きが加速している状況を踏まえ、各種の国際的なフォーラム等における議論に積極的に参加し、国際的なルール策定等への積極的に貢献することが必要である。</p> <p>(効率性) 各種の国際的なフォーラム等に積極的に参加することによりルール策定に貢献することは、我が国の金融システムの一層の安定化や国際金融システムの安定を通じた世界経済の健全な発展にとって適切である。</p> <p>(有効性) 各種の国際的なフォーラム等に参加し、国際的な金融監督基準・金融サービス貿易のルール(基準・原則・報告等)策定に積極的な貢献を行い、また、各国の金融当局が行う規制・監督に活用されることにより、国際金融システム並びに我が国金融システムの一層の安定化に資することが期待される。</p> <p>(反映の方向性) 引き続き、以下の施策に取り組んでいく必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> 国際的なルール策定等への積極的な貢献 WTO金融サービス自由化交渉への積極的な参加 経済連携協定(EPA)の金融サービス自由化交渉への積極的な参加 海外の金融監督当局等の連携強化 等 </p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="400 1458 1230 1783"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加すること</td> <td>金融庁が参画している各国国際金融監督機関における基準・指針等の策定状況</td> <td></td> <td>※左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>国際化等の進展に伴い、規制・基準の収斂の動きが加速している。このような状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール作りに受身でなく、戦略的見地から積極的に参加していくことが重要である。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	16年度	17年度	18年度	国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加すること	金融庁が参画している各国国際金融監督機関における基準・指針等の策定状況		※左記指標は、定性的指標である。					国際化等の進展に伴い、規制・基準の収斂の動きが加速している。このような状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール作りに受身でなく、戦略的見地から積極的に参加していくことが重要である。									
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																			
				16年度	17年度	18年度																											
国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加すること	金融庁が参画している各国国際金融監督機関における基準・指針等の策定状況		※左記指標は、定性的指標である。					国際化等の進展に伴い、規制・基準の収斂の動きが加速している。このような状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール作りに受身でなく、戦略的見地から積極的に参加していくことが重要である。																									
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																														

平成18年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:総務企画局総務課国際室

<p>政策名</p>	<p>新興市場国の金融当局への技術支援 (平成18年度実績評価書:49頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け 政策I-2-(2)-②</p>																															
<p>政策の概要</p>	<p>我が国と緊密な経済関係を有するアジア大洋州の新興市場国の金融規制・監督当局に対する技術支援に積極的に取り組み、併せて、これらの国の金融規制・監督当局との連携強化を進めることは中長期的に我が国の金融システムの一層の安定化に資するものであることを踏まえ、アジア大洋州の新興市場国を対象に金融規制・監督当局への技術支援に積極的に取り組む。</p>																																
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化(アジア大洋州の新興市場国の金融市場が更に発展していくことが予想されること、またアジア諸国との経済連携協定交渉の進展に伴い、交渉対象国における我が国金融機関の業務運営の円滑化を図るための技術支援を行う重要性が高まること等)や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 一国で生じた金融危機が急速に諸外国に伝播し、国際金融システム全体の安定性に甚大な影響を及ぼしかねないため、開発途上国の金融システムの安定は国際金融システムの安定化に不可欠である。なお、近年、我が国とアジアの新興市場国との経済的繋がりは一層強化される傾向にあることから、我が国金融機関の地域内での円滑な活動を支援する観点からも、新興市場国における金融システムを適切に整備し、健全な金融市場の発展を支援することは必要である。</p> <p>(効率性) 新興市場国に対する研修事業は、過去に行った各種調査結果に基づいて企画立案、実施したものであり、新興市場国のニーズに応えるものとなっている。</p> <p>(有効性) 各研修の終了後、研修の成果が当局の能力向上に役立っているかを調査するためのアンケート調査の結果、回答者の概ね7割以上から研修で得た内容が「実際に役立っている」もしくは「具体的に活用する方向で検討中」であるとの回答を得るなど、新興市場国の金融当局に対する技術支援を通じた能力向上、更には我が国との連携強化に寄与したものと考えられる。</p> <p>(反映の方向性) ・研修や調査の内容の適切に適時に見直し、当庁が実施する研修事業の参加者に対するアンケート調査や、新興市場国の金融システムの現状や課題を把握するための各種調査といった取組みを引き続き実施。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="400 1532 1230 1883"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アジアの新興市場国の金融当局の能力向上を図ること</td> <td>研修生による研修成果の活用状況(研修生に対するアンケート調査の結果)</td> <td></td> <td>※上記(有効性)欄を参照。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>中長期的にはアジア各国の金融システムの安定性の向上や健全な発展を目的とするものであり、そのプロセスの第一段階である各国金融当局の能力向上を各年度の達成目標とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	16年度	17年度	18年度	アジアの新興市場国の金融当局の能力向上を図ること	研修生による研修成果の活用状況(研修生に対するアンケート調査の結果)		※上記(有効性)欄を参照。					中長期的にはアジア各国の金融システムの安定性の向上や健全な発展を目的とするものであり、そのプロセスの第一段階である各国金融当局の能力向上を各年度の達成目標とする。									
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																			
				16年度	17年度	18年度																											
アジアの新興市場国の金融当局の能力向上を図ること	研修生による研修成果の活用状況(研修生に対するアンケート調査の結果)		※上記(有効性)欄を参照。					中長期的にはアジア各国の金融システムの安定性の向上や健全な発展を目的とするものであり、そのプロセスの第一段階である各国金融当局の能力向上を各年度の達成目標とする。																									
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																														

平成18年度実績評価書要旨

担当部局名：総務企画局企画課、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、総務企画局政策課、総務企画局信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課

評価実施時期：平成19年8月

<p>政策名</p>	<p>金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底 (平成18年度実績評価書：54頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け 政策Ⅱ-1-(1)-①</p>																															
<p>政策の概要</p>	<p>金融商品・サービスの利用者が、安心して自分の望む金融商品・サービスを受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムを実現していくことが重要と考えていることから、引き続き、金融実態に対応した利用者保護ルール等の整備やルールの着実な実行のためのフォローアップを行うほか、金融関連犯罪の防止等に取り組む。</p>																																
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 我が国においては、家計における資産運用の重要性が高まるとともに、資産形成ニーズも多様化してきている。また、新たな金融技術やIT技術の進展なども背景として、多様な金融商品が販売されるようになってきている。さらに、消費者金融の利用者のうち多重債務状態に陥っている者は200万人超に上ると言われているほか、金融に関連する犯罪も多様化している。 このようなことから、利用者が各自のニーズに応じた多様な金融商品・サービスを、安心して利用できる金融システムの構築が必要である。</p> <p>(効率性) 金融商品取引法の関係政令・府令の整備や改正貸金業法の成立及び多重債務問題改善プログラムのとりまとめ等により、金融実態に即した利用者保護ルール等のさらなる整備がなされた。 また、金融機関の情報セキュリティ対策の強化・徹底についてのフォローアップや改正貸金業法による無登録営業等に対する罰則の強化等により、金融関連犯罪の防止が図られることが必要である。</p> <p>(有効性) 金融商品取引法の関係政令・府令の整備や改正貸金業法の成立及び多重債務問題改善プログラムのとりまとめ等により、金融実態に即した利用者保護ルール等のさらなる整備がなされた。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引法制の適切かつ円滑な施行 保険制度の企画立案体制の強化 改正貸金業法に係る政令・府令の整備 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="400 1489 1230 1794"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること</td> <td>金融サービスの利用者保護の仕組みの確保の状況</td> <td></td> <td>※左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指す。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	16年度	17年度	18年度	金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること	金融サービスの利用者保護の仕組みの確保の状況		※左記指標は、定性的指標である。					金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指す。									
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																			
				16年度	17年度	18年度																											
金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること	金融サービスの利用者保護の仕組みの確保の状況		※左記指標は、定性的指標である。					金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指す。																									
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																														

平成18年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:総務企画局政策課、総務企画局政策課金融サービス利用者相談室、総務企画局企画課

<p>政策名</p>	<p>利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実 (平成18年度実績評価書:62頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け 政策Ⅱ-1-(1)-②</p>																						
<p>政策の概要</p>	<p>国民が金融サービスを適切に利用するうえで、各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについて理解していることが必要であることから、金融庁においては副教材・パンフレットの作成・配布やホームページを通じた情報提供など、金融経済教育の充実を図るとともに、金融サービスの利用者からの相談に適切に対応していく。</p>																							
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う(金融経済教育については、着実、かつ、継続して取り組んでいくことが重要であり、特に、利用者のライフサイクルに対応した金融経済教育の推進等をより一層充実する。)必要がある。</p> <p>(必要性) ・金融を取り巻く環境をみると、金融商品・サービスの多様化が進む一方、多重債務問題などが深刻な社会問題となっており、その中でも、多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化が必要とされた(「多重債務問題改善プログラム」(平成19年4月))。 ・ペイオフ解禁拡大の実施や「貯蓄から投資へ」の流れの中で、広く国民に対して金融に関する正確な情報を発信することが、利用者利便の向上、金融トラブルの未然防止に不可欠であり、金融取引の基礎知識をまとめたパンフレットの作成・配付や、国民が直接アクセスできるホームページを媒体とした注意喚起など、より一層の情報提供により国民への金融知識の普及を図る必要がある。 ・ADR法(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律)や金融商品取引法の動向を踏まえつつ、金融分野における裁判外紛争処理制度の充実を図る必要がある。</p> <p>(効率性) ・金融取引の基礎知識をまとめたパンフレットの作成・配付や、国民が直接アクセスできるホームページを媒体とした注意喚起、あるいは一般国民に金融や経済に関する知識を習得することの重要性について認識を深めてもらうシンポジウムを開催するなど、より一層の情報提供により、効率的に国民への金融知識の普及を図った。 ・金融サービス利用者相談室において、金融サービス利用者からの相談等に一元的に対応することにより、金融サービス利用者の利便性向上を図った。</p> <p>(有効性) ・金融庁ホームページ上の「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」への18事務年度中の接続件数は、575,460件(月間平均47,955件)と17事務年度に比べ56%増となっており、より多くの国民が同コーナーに関心を持つようになったことがうかがえる。 ・平成17年7月の開設以来、金融サービス利用者相談室に寄せられた相談事例のうち、利用者に注意喚起する必要があるものについてはホームページに掲載し、利用者の利便性向上を図った。 ・金融トラブル連絡調整協議会を開催し、金融分野の業界団体等における苦情・紛争解決支援手続の運用改善等のフォローアップを実施するなど、金融分野における裁判外紛争処理制度の促進を図った。</p> <p>(反映の方向性) ・金融知識普及に役立つ教材等の作成 ・金融経済教育を推進するためのシンポジウムの開催 ・諸外国における金融経済教育の実態調査 ・金融サービスの利用者に対する相談体制強化 ・苦情・紛争解決支援手続の運用改善等のフォローアップ</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="395 1601 1232 1877"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>16事務年度</th> <th>17事務年度</th> <th>18事務年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること</td> <td>各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについての理解の状況</td> <td>千件 (金融庁ホームページ上の「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」の接続件数)</td> <td></td> <td>206</td> <td>369</td> <td>575</td> <td></td> <td>金融商品・サービスが多様化・高度化するなかで、金融トラブルの未然防止を図るとともに、国民が自らの責任と判断で選択を行えるようになるためには、金融の仕組みやルール等の対する知識・理解を深める必要がある。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	16事務年度	17事務年度	18事務年度	国民が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること	各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについての理解の状況	千件 (金融庁ホームページ上の「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」の接続件数)		206	369	575		金融商品・サービスが多様化・高度化するなかで、金融トラブルの未然防止を図るとともに、国民が自らの責任と判断で選択を行えるようになるためには、金融の仕組みやルール等の対する知識・理解を深める必要がある。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方										
				16事務年度	17事務年度	18事務年度																		
国民が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること	各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについての理解の状況	千件 (金融庁ホームページ上の「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」の接続件数)		206	369	575		金融商品・サービスが多様化・高度化するなかで、金融トラブルの未然防止を図るとともに、国民が自らの責任と判断で選択を行えるようになるためには、金融の仕組みやルール等の対する知識・理解を深める必要がある。																
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等 財政運営と構造改革に関する基本方針2006 経済財政改革の基本方針2007</p>	<p>年月日 平成18年7月7日 平成19年6月19日</p>	<p>記載事項(抜粋) 第2章 成長力・競争力を強化する取組 1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化 (5) 生産性向上型の5つの制度インフラ ③カネ:金融の革新 (中略)国民一人一人への金融経済教育等の充実を図る 第4章 持続的で安心できる社会の実現 5. 治安・防災、エネルギー政策等の強化 【具体的手段】 ・全国的な相談窓口の整備、ヤミ金融の取締りの強化等「多重債務問題改善プログラム」を推進する。</p>																					

平成18年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:総務企画局企業開示課

<p>政策名</p>	<p>証券取引法に基づくディスクロージャーの充実 (平成18年度実績評価書:70頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け 政策Ⅱ-1-(2)-①</p>																													
<p>政策の概要</p>	<p>証券取引法上のディスクロージャー制度は、公正・透明な証券市場の維持と幅広い投資家の保護の為に必要不可欠であるため、ディスクロージャー制度の不断の整備を図っていく。また、ディスクロージャーの電子化により、投資家等への企業情報の提供や発行体企業における開示手続等を迅速化・効率化し、証券市場の活性化に資することが期待されるため、E D I N E T（電子開示システム）を利用したディスクロージャーの電子化を推進していく。</p>																														
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善（四半期報告制度・内部統制報告制度に関する政令・府令の整備等）や新たな施策の検討を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 証券取引法上のディスクロージャー制度を効率的に運営することは、公正・透明な証券市場の維持と幅広い投資家の保護の為に必要不可欠なものである。こうした観点から、ディスクロージャー制度の不断の整備を図る必要がある。 また、ディスクロージャーの電子化は、発行体企業における開示手続や投資家等への企業情報の提供等を迅速化・効率化し、これにより、投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待されることから、E D I N E Tを利用したディスクロージャーの電子化を推進する必要がある。</p> <p>(効率性) ディスクロージャー制度の整備を図ることで、投資者の投資判断に必要な情報の提供を適正に行うことができる。 また、E D I N E Tの再構築については、XBRL（財務情報を効率的に処理するためのコンピュータ言語）を導入することにより、開示情報の二次利用性を高め、開示書類等利用者の利便性向上等を図り、また、類似機能の統廃合によるコスト削減等を図るべく、E D I N E Tの再構築に取り組んでいる。</p> <p>(有効性) 証券取引法上の開示制度は、関係政令・府令の整備により、公開買付制度・大量保有報告制度の見直し、四半期報告制度の法定化、財務報告に係る内部統制の強化等の措置により、開示制度の充実・強化が図られ、金融・資本市場の透明性・公平性が一層確保されるものと考えている。 また、E D I N E Tによる開示書類等の提出会社数の増加及び開示書類等蓄積データの増加に伴い、インターネットを通じたE D I N E T情報公開サイトへのアクセス件数（月平均）も、16事務年度（16年7月～17年6月）は約152,000件、17事務年度は約277,000件と増加し、18事務年度は約320,000件と増加傾向にある。これらは、ディスクロージャーの電子化の推進による投資判断に必要な情報の提供の効果を表しているものと考えている。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引法施行等に伴う適正なディスクロージャーの確保を図るための体制強化 E D I N E Tの再構築 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="399 1601 1228 1926"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">投資家に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること</td> <td>E D I N E Tサイトへのアクセス件数</td> <td>千件/月</td> <td></td> <td>152</td> <td>277</td> <td>320</td> <td></td> <td rowspan="2">有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。</td> </tr> <tr> <td>改正証券取引法に係る政令・府令の整備状況</td> <td></td> <td>※左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	16年度	17年度	18年度	投資家に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること	E D I N E Tサイトへのアクセス件数	千件/月		152	277	320		有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。	改正証券取引法に係る政令・府令の整備状況		※左記指標は、定性的指標である。				
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																	
				16年度	17年度	18年度																									
投資家に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること	E D I N E Tサイトへのアクセス件数	千件/月		152	277	320		有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。																							
	改正証券取引法に係る政令・府令の整備状況		※左記指標は、定性的指標である。																												
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																												

平成18年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:総務企画局企業開示課、総務企画局総務課国際室

政策名	会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化 (平成18年度実績評価書:75頁)	政策体系上の位置付け 政策Ⅱ-1-(2)-②																														
政策の概要	我が国会計基準は、企業会計基準委員会（ASBJ）において精力的に改訂され、諸外国に比べても遜色のない高品質なものとなっているが、経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に的確に対応するとともに、会計基準等を巡る国際的動向を踏まえつつ、引き続き着実な基準整備を促していく。																															
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（総合的評価） 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化（会計基準のコンバージェンスに関する国際的動向）や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>（必要性） 我が国会計基準が引き続き国際的な信頼を維持していけるよう、国際的なコンバージェンスに向けて、我が国会計基準の考え方について積極的な情報発信を行うとともに、我が国会計基準に係る計画的な整備・改善を図ることが重要である。</p> <p>（効率性） ASBJが、EUの同等性評価のスケジュールを視野に入れたコンバージェンス工程表を公表するなど、国際的な動向を踏まえた会計基準の整備が着実に進められている。</p> <p>（有効性） EUによる日本の会計基準の受入れ方針の決定や、（EC、SECとの）国際的な対話の枠組の構築を図るなど、国際的動向を踏まえつつ、海外当局との対話の促進や会計基準の整備が図られており、これらの対応は、企業財務認識の適正化を通じた我が国資本市場の信頼性の向上に寄与するものと考えられる。</p> <p>（反映の方向性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計基準のコンバージェンスの重要性について情報発信等を行い、引き続き関係者に対しコンバージェンスに向けた取組みを促していく。 ・ 会計基準等を巡る国際的な議論に積極的な参加、海外当局への働きかけ ・ 引き続きASBJにおける会計基準、実務指針などの整備・改善に向けた活動の支援 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進</td> <td>国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進状況</td> <td></td> <td>※左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>経済・金融取引の国際化が進展する中、金融・資本市場の重要なインフラである会計基準については、会計基準をめぐる国際的動向も踏まえ、不断の整備を行って行くことが重要である。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	16年度	17年度	18年度	国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進	国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進状況		※左記指標は、定性的指標である。					経済・金融取引の国際化が進展する中、金融・資本市場の重要なインフラである会計基準については、会計基準をめぐる国際的動向も踏まえ、不断の整備を行って行くことが重要である。									
達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																			
			16年度	17年度	18年度																											
国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進	国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進状況		※左記指標は、定性的指標である。					経済・金融取引の国際化が進展する中、金融・資本市場の重要なインフラである会計基準については、会計基準をめぐる国際的動向も踏まえ、不断の整備を行って行くことが重要である。																								
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																													

平成18年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:総務企画局企業開示課、公認会計士・監査審査会事務局

政策名	公認会計士監査の充実・強化 (平成18年度実績評価書:79頁)	政策体系上の位置付け 政策Ⅱ-1-(2)-③																														
政策の概要	我が国の証券市場が、「貯蓄から投資へ」の流れの中、その機能を十全に発揮していくためには、企業財務情報についての情報開示が適正になされることが不可欠であり、公認会計士・監査法人による監査は、企業の財務情報の信頼性を確保していく上で、極めて重要な役割を担うものであることから、公認会計士監査を充実・強化していく。																															
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化(監査監督に関する国際的動向)や取組みの有効性(監査法人に対する業務改善指示及び改善の進捗状況のフォローアップ等)等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 公認会計士・監査法人による監査は、企業の財務情報の信頼性を確保していく上で、極めて重要な役割を担うものであることから、公認会計士監査を充実・強化していく必要がある。 四半期報告書や内部統制報告書の導入等に伴う監査業務の範囲の拡大、公認会計士法など関連法令等の改正、社会経済情勢の変化等が見られる中、監査の品質の一層の向上のために、公認会計士・監査審査会に与えられた使命を果たしていく必要がある。</p> <p>(効率性) ・監査業務の複雑化・高度化が進展する中で、公認会計士監査を巡る不適切な事例が生じている状態を踏まえ、会計監査の充実・強化を図る観点から、「公認会計士法等の一部を改正する法律」が成立(平成19年6月20日)したことは、公認会計士監査の充実・強化に資するものである。 ・公認会計士試験システムを追加開発し、運用を開始したことは、試験の実施に係る事務の効率化に寄与するものである。また、日本公認会計士協会が実施する品質管理レビューの的確な審査及び監査法人等に対する適切な検査等を効率的に実施している。</p> <p>(有効性) ・監査法人制度等について見直しを行うものである「公認会計士法等の一部を改正する法律」の成立は、厳正な会計監査の確保に資するものである。 ・公認会計士・監査法人に対する行政処分の公表は、同様事案の発生の抑制に資するものである。 ・公認会計士・監査審査会が品質管理レビューの審査及び監査事務所に対する検査を行い、また、その結果について取りまとめ、公表し、さらに、金融庁長官に対して、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告を行い、金融庁においては業務改善指示及び改善の進捗状況のフォローアップを行ったことは、監査の質の向上、資本市場の信頼性の向上を図るものである。</p> <p>(反映の方向性) ・「公認会計士法等の一部を改正する法律」の円滑かつ適切な実施 ・監査法人等に対する検査等の体制強化 ・公認会計士試験実施の更なる改善に向けた検討、並びに広報の強化 ・諸外国の監査監督機関との連携強化 ・公認会計士・監査審査会の事務局機能の充実・強化 等</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厳正な会計監査の確保を図ること</td> <td>厳正な会計監査の確保の状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	16年度	17年度	18年度	厳正な会計監査の確保を図ること	厳正な会計監査の確保の状況							公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。									
達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																			
			16年度	17年度	18年度																											
厳正な会計監査の確保を図ること	厳正な会計監査の確保の状況							公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。																								
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																													

平成18年度実績評価書要旨

担当部局名： 監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局総務課コ
ングロマリット室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課

評価実施時期：平成19年8月

政策名	金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応 (平成18年度実績評価書：86頁)	政策体系上の位置付け 政策Ⅱ-2-(1)-①																					
政策の概要	<p>預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが重要であることから、金融庁としては、金融機関等の法令等遵守態勢の確立を強く促すとともに、重大な問題が認められる場合には的確な行政処分の実施等の厳正な対応を行う。</p>																						
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、金融機関等による法令等遵守態勢の確立はますます重要になっている。従って、今後とも、金融機関の自主的な取組みを促すほか、実態把握に努め、金融機関の業態や規模の如何を問わず、法令に照らして、利用者保護等に重大な問題が生じているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ迅速な行政処分を行うとともに、金融機関の業務改善に向けた取組みをフォローアップしていくことが必要である。</p> <p>(効率性) 引き続き、行政処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知、監督指針等の整備等の措置を講じることによって再発防止に努めるとともに、業界や関係機関との情報交換や国民への情報提供について充実を図っていくことが必要である。 また、改正貸金業法施行後の貸金業者の実態把握のための貸金業統計システム等の整備及び、利用者保護の観点からカウンセリング機能の充実を図るため、クレジットカウンセリング協会の指導・監督を行う必要がある。</p> <p>(有効性) 行政処分を受けた金融機関等においては、改善計画の履行等を通して、法令等遵守に係る全役職員に対する教育の徹底や組織体制の整備・充実、内部管理態勢の整備・強化等の取組みが行われており、実態面から見て、法令等遵守態勢の確立の前提となる経営管理の質の向上に資した。 また、監督指針における監督上の着眼点等の整備・明確化は、より透明で公正な行政運営をなし得る態勢構築に向けた取組みであり、関係者の予見可能性を高め、金融機関等の法令等遵守態勢の構築に資した。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厳正かつ迅速な行政処分 ・ 金融機関の業務改善に向けた取組みのフォローアップ ・ 処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知、監督指針等の整備等を通じた法令等違反行為の再発防止 ・ 業界や関係機関との情報交換や国民への情報提供の充実 ・ 改正貸金業法施行後の貸金業者の実態把握のための貸金業統計システムの整備及び利用者保護の観点からカウンセリング機能の充実を図るため、クレジットカウンセリング協会の指導・監督を行うための体制整備 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融機関等の法令等遵守態勢が確立されること</td> <td>金融機関等の法令等遵守態勢の確立の状況</td> <td></td> <td>※左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>預金者、保険契約者及び投資者の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。</td> </tr> </tbody> </table>		達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	16年度	17年度	18年度	金融機関等の法令等遵守態勢が確立されること	金融機関等の法令等遵守態勢の確立の状況		※左記指標は、定性的指標である。					預金者、保険契約者及び投資者の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。
達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方										
			16年度	17年度	18年度																		
金融機関等の法令等遵守態勢が確立されること	金融機関等の法令等遵守態勢の確立の状況		※左記指標は、定性的指標である。					預金者、保険契約者及び投資者の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。															
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																				

平成18年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:証券取引等監視委員会事務局総務課、総務企画局総務課審判手続室

<p>政策名</p>	<p>取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための事後監視 (平成18年度実績評価書:92頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>政策Ⅱ-3-(1)-①</p>																																																				
<p>政策の概要</p>	<p>証券取引等の公正を確保し、市場に対する投資者の信頼を保持するため、調査・検査等の市場監視活動を行い、これらの結果、法令違反等が認められた場合、犯則事件として告発や行政処分等を勧告することにより厳正に対処する。【根拠法令】証券取引法第194条の6第2項及び第3項、第210条等</p>																																																					
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等(急速に変貌する証券市場の様々な動きに迅速かつ的確に対応し、取引の公正の確保及び証券市場に対する投資者の信頼を保持に向けた市場監視の徹底及び体制の更なる充実・強化等)を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 証券取引及び金融先物取引の公正を確保し、市場に対する投資者の信頼を保持するため、犯則事件の調査、課徴金事件の調査、有価証券報告書等の開示書類の検査、証券会社等に対する検査、証券市場に関する情報の収集・分析及び取引審査などの市場監視活動を行う必要がある。</p> <p>(効率性) 証券市場を巡る環境の変化、幅広い投資家の参加を促す市場環境の整備の進展及び金融商品取引法の施行による検査・調査等の対象・範囲の拡大などにより、市場監視において期待される証券監視委の役割は、益々大きくなっている状況で、的確かつ効率的な検査・調査等を実施している。</p> <p>(有効性) 犯則事件の調査、課徴金事件の調査、有価証券報告書等の開示書類の検査、証券会社等に対する検査、証券市場に関する情報の収集・分析及び取引審査などの市場監視活動の結果、取引の公正を損なうような法令違反等が認められた場合、犯則事件として告発や行政処分等を勧告することにより厳正に対処している。また、調査、検査を通じて現行の法規制、自主規制ルールのあり方等について検討すべき課題等が認められた場合には、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させるべく、建議を行っている。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 証券監視委においては更なる監視体制の充実を図り、急速に変貌する証券市場の様々な動きに迅速かつ的確に対応し、犯則事件の調査、課徴金事件の調査、開示検査、証券検査等を実施する。 審判手続室においては証券監視委による課徴金調査の結果に基づく勧告を受け、審判手続の開始を決定した事件について、審判手続の適切かつ迅速な運営を実施する。 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="411 1384 1216 1796"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>16事務年度</th> <th>17事務年度</th> <th>18事務年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">事後監視を適正に行うことにより、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保すること</td> <td>犯則事件の告発件数</td> <td>件</td> <td>—</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>13</td> <td rowspan="5">取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、その主要分野である重点施策を的確に実施していくことが必要であり、これらの施策について設定した指標により評価する。</td> </tr> <tr> <td>課徴金調査(不正取引に係る勧告件数)</td> <td>件</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>開示検査(課徴金納付命令)に係る勧告件数</td> <td>件</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>開示検査(訂正報告書等提出命令)に係る勧告件数</td> <td>件</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>証券検査実施件数</td> <td>件</td> <td>—</td> <td>140</td> <td>183</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td>取引審査実施件数</td> <td>件</td> <td>—</td> <td>674</td> <td>875</td> <td>1,039</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	16事務年度	17事務年度	18事務年度	事後監視を適正に行うことにより、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保すること	犯則事件の告発件数	件	—	11	11	13	取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、その主要分野である重点施策を的確に実施していくことが必要であり、これらの施策について設定した指標により評価する。	課徴金調査(不正取引に係る勧告件数)	件	—	—	9	9	開示検査(課徴金納付命令)に係る勧告件数	件	—	—	0	5	開示検査(訂正報告書等提出命令)に係る勧告件数	件	—	—	1	1	証券検査実施件数	件	—	140	183	192	取引審査実施件数	件	—	674	875	1,039	
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																								
				16事務年度	17事務年度	18事務年度																																																
事後監視を適正に行うことにより、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保すること	犯則事件の告発件数	件	—	11	11	13	取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、その主要分野である重点施策を的確に実施していくことが必要であり、これらの施策について設定した指標により評価する。																																															
	課徴金調査(不正取引に係る勧告件数)	件	—	—	9	9																																																
	開示検査(課徴金納付命令)に係る勧告件数	件	—	—	0	5																																																
	開示検査(訂正報告書等提出命令)に係る勧告件数	件	—	—	1	1																																																
	証券検査実施件数	件	—	140	183	192																																																
取引審査実施件数	件	—	674	875	1,039																																																	
<p>関係する施政方針演説等(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006</p> <p>経済財政改革の基本方針2007</p>	<p>年月日</p> <p>平成18年7月7日</p> <p>平成19年6月19日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>第2章 成長力・競争力を強化する取組 1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化 (5) 生産性向上型の5つの制度インフラ ③カネ:金融の革新 国際的に最高水準の証券取引所システムを構築するとともに、証券取引等監視委員会等の機能強化・体制整備、市場参加者のモラルと責任ある行動の確保に向けた自主規制機関との連携強化等を通じて市場監視機能を強化する。</p> <p>第2章 成長力の強化 2. グローバル化改革 (2) 「金融・資本市場競争力強化プラン」の策定 ③ 準司法機能の強化による市場監視体制の整備 平成20年度の早期に、課徴金制度の適用範囲拡大、金額引上げを実現する。あわせて、証券取引等監視委員会の体制強化に関し具体策を検討す</p>																																																			

平成18年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:総務企画局市場課、監督局証券課

政策名	取引の公正の確保等に向けた市場関係者の取組みの強化 (平成18年度実績評価書:102頁)	政策体系上の位置付け 政策Ⅱ-3-(1)-②
------------	---	--------------------------------------

政策の概要	証券取引所は、有価証券市場の開設者として、公正で透明な市場運営に努めることが求められているため、規制当局自身の取組みのみならず、有価証券市場における取引の現場により近いものとして、証券取引所の持つ自主規制機能が公正かつ十全に発揮されることが必要である。また取引の公正を確保するために、証券会社の市場仲介者としての機能等が発揮されることが必要である。
--------------	--

<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討（証券取引所の国際競争力の強化に関する検討）等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 証券取引所の機能強化及び証券会社の市場仲介機能等については、取引の公正の確保等に向けて東証等の規則改正や日証協の規則改正等の対応が行われたものの、検討・対応を終えていない課題もあり、さらなる検討の必要性がある。</p> <p>(効率性) 証券取引所の機能強化に向けて東証関係規則が改正されたほか、証券会社の市場仲介機能等の充実・強化及び適切な発揮に向けた取組みが日証協で行われ、金融庁も自主規制機関の自主的な取組みを側面から支援している。</p> <p>(有効性) 取引所関係規則の改正により、上場会社が株式分割等を行う際に流通市場への影響を配慮すること等や、日証協の諸規則の改正等による新規上場会社の引受け等の審査の充実・強化が図らることにより、取引の公正の確保等に資した。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「上場制度総合整備プログラム2007」に沿った上場制度の整備 ・監督指針等に基づいた各証券会社における取組み状況のチェック 等 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市場関係者の取組みが強化されることにより、取引の公正を確保すること</td> <td>取引の公正の確保の状況</td> <td></td> <td>※左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び証券会社等の市場関係者の取組みが強化され、取引の公正が確保される必要がある。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	16年度	17年度	18年度	市場関係者の取組みが強化されることにより、取引の公正を確保すること	取引の公正の確保の状況		※左記指標は、定性的指標である。					国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び証券会社等の市場関係者の取組みが強化され、取引の公正が確保される必要がある。																		
達成目標	指標名					単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																												
		16年度	17年度	18年度																																				
市場関係者の取組みが強化されることにより、取引の公正を確保すること	取引の公正の確保の状況		※左記指標は、定性的指標である。					国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び証券会社等の市場関係者の取組みが強化され、取引の公正が確保される必要がある。																																

<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成18年度実績評価書要旨

担当部局名：総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、総務企画局政策課、総務企画局企画課、総務企画局信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、監督局証券課、証券取引等監視委員会事務局

評価実施時期：平成19年8月

<p>政策名</p>	<p>個人投資家の参加拡大</p> <p>(平成18年度実績評価書：108頁)</p>		<p>政策体系上の位置付け</p> <p>政策Ⅲ-1-(1)-①</p>																															
<p>政策の概要</p>	<p>誰もが投資しやすい市場の整備、投資家の信頼が得られる市場の確立、効率的で競争力のある市場の構築等の証券市場の構造改革を着実に実施していく。</p>																																	
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（「貯蓄から投資へ」の流れが加速され、証券市場が幅広い投資家の参加する厚みのあるものとなるような、金融・資本市場の構造改革に対する取組み等）を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 株式市場が活況を呈するなど明るい兆しが見られるが、諸外国と比べると、依然として個人金融資産に占める株式・投資信託の割合は低い水準にあると考えられ、今後とも不断に証券市場の構造改革に取り組んでいくことが必要である。</p> <p>(効率性) 金融商品取引法の政令・内閣府令等の整備への取組みや上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率の適用期限の1年延長等の税制措置など、個人投資家が投資しやすい環境の整備に必要と考えられる措置を適切に講じた。</p> <p>(有効性) 今後とも、「貯蓄から投資へ」の流れが加速され、金融・資本市場が幅広い投資家の参加する厚みのあるものとなるよう、誰もが投資しやすい市場の整備、投資家の信頼が得られる市場の確立、効率的で競争力のある市場の構築に向けて、これまでの取組みの有効性等を踏まえつつ、金融・資本市場の構造改革に対する取組みの充実・改善、税制面での対応及び新たな施策の検討等を行っていく必要がある。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引法制の適切かつ円滑な施行 民間による個人株主の育成・拡大に向けた取組みに対する支援 改正証券税制の広報や税制改正要望 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="400 1361 1230 1666"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人投資家の金融・資本市場への参加が拡大すること</td> <td>個人金融資産に占める株式・投資信託の割合</td> <td>%</td> <td></td> <td>8.4</td> <td>11.1</td> <td>11.4</td> <td></td> <td>良質で多様な金融商品・サービスを利用できる、利用者の満足度が高い金融システムを構築し、「貯蓄から投資へ」の流れを加速させ、リスクに柔軟に対応できる経済構造を構築していく。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	16年度	17年度	18年度	個人投資家の金融・資本市場への参加が拡大すること	個人金融資産に占める株式・投資信託の割合	%		8.4	11.1	11.4		良質で多様な金融商品・サービスを利用できる、利用者の満足度が高い金融システムを構築し、「貯蓄から投資へ」の流れを加速させ、リスクに柔軟に対応できる経済構造を構築していく。									
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																								
				16年度	17年度	18年度																												
個人投資家の金融・資本市場への参加が拡大すること	個人金融資産に占める株式・投資信託の割合	%		8.4	11.1	11.4		良質で多様な金融商品・サービスを利用できる、利用者の満足度が高い金融システムを構築し、「貯蓄から投資へ」の流れを加速させ、リスクに柔軟に対応できる経済構造を構築していく。																										
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>経済財政改革の基本方針2007</p>	<p>年月日</p> <p>平成19年6月19日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>第2章成長力の強化 2. グローバル化改革 (2) 「金融・資本市場競争力強化プラン(仮称。以下同じ)」の策定 「金融・資本市場競争力強化プラン」を平成19年内を目途に金融庁が取りまとめ、政府一体として推進する。その際、以下の施策については特に重点的に取り組む。</p>																															

平成18年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名: 総務企画局市場課、総務企画局企画課調査室、総務企画局企業開示課

政策名	金融・資本市場等の機能拡充	政策体系上の位置付け
	(平成18年度実績評価書:117頁)	政策Ⅲ-1-(2)-①

政策の概要 「証券市場の改革促進プログラム」(平成14年8月)や金融審議会答申等を踏まえ、金融・資本市場の構造改革の一環として、金融・資本市場の機能拡充に向けた取組み等を行う。また、各種振替制度を円滑に稼働するため、所要の制度整備を行い、その着実な実施に取り組む。

【評価結果の概要】

(総合的評価)
 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討(我が国金融・資本市場の国際競争力強化のための検討等)等を行う必要がある。

(必要性)
 金融・資本市場等の機能の拡充には、我が国金融・資本市場の国際競争力の強化に向けた取組み等、金融・資本市場の構造改革のための制度整備が必要である。
 また、決済に関しては、いわゆる電子マネー等の新たな電子的支払サービス等が急速に発達しており、利用者保護、決済システムの安定性等の観点から、総合的に幅広く検討を行う必要がある。

(効率性)
 金融商品取引法制をはじめとする金融・資本市場法制の整備は、利用者保護の拡充と利用者利便の向上、市場の公正性・透明性の一層の向上等に資するものであり、金融・資本市場の機能拡充のためには必要不可欠である。

(有効性)
 証券取引法等の法改正(金融商品取引法制定の取組み等)により、規制の柔軟化による金融イノベーションの促進、公正かつ円滑な価格形成を軸とする市場機能の確保などの効果が期待される。
 また、我が国金融・資本市場の国際競争力強化について、年内に策定される「金融・資本市場競争力強化プラン(仮称)」の着実な実施は、金融・資本市場の機能拡充に資するものである。

(反映の方向性)

- ・「金融・資本市場競争力強化プラン(仮称)」の年内の策定とその着実な実施
- ・金融商品取引法制の適切かつ円滑な施行
- ・21年1月の株式等振替制度稼働を目標として関係政令・命令の策定作業、及び振替制度の更なる周知・広報等の実施
- ・決済に関するサービスの発展のための環境整備のあり方についての総合的な検討の実施

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				16年度	17年度	18年度		
金融・資本市場等の機能が拡充すること	金融・資本市場等の機能拡充の状況		※左記指標は、定性的指標である。					利用者保護の拡充と金融イノベーションの両立により、国際的にも魅力ある高度な市場を構築する。

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第162回国会施政方針演説	平成17年1月21日	ペイオフ解禁は予定どおり4月から実施いたします。健全な競争の促進と利用者保護を図り、多様な金融商品やサービスを国民が身近に利用できる「金融サービス立国」を目指します。
	第164回国会施政方針演説	平成18年1月20日	主要銀行の不良債権残高はこの3年半で20兆円減少し、金融システムの安定化が実現した今日、「貯蓄から投資へ」の流れを進め、国民が多様な金融商品やサービスを安心して利用できるよう、法制度を整備します。
	経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日	第2章成長力の強化 2. グローバル化改革 (2)「金融・資本市場競争力強化プラン(仮称。以下同じ)」の策定 「金融・資本市場競争力強化プラン」を平成19年内を目途に金融庁が取りまとめ、政府一体として推進する。その際、以下の施策については特に重点的に取り組む。

平成18年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:総務企画局企画課調査室、総務企画局政策課

<p>政策名</p>	<p>I T の戦略的活用</p> <p>(平成18年度実績評価書:123頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>政策Ⅲ-1-(2)-②</p>																														
<p>政策の概要</p>	<p>我が国金融機関の I T 投資が国際的にみて遅れ、I T コストが高止まりしている一方、インターネット取引の比重が増している現状を踏まえ、I T の戦略的活用を促すことにより、利用者ニーズに即応した金融商品・サービスが誰にでも安く、速く提供されるようになることを目指す。</p>																															
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>「金融改革プログラム」(平成16年12月)において、①電子的な資金決済・支払い、電子的金融取引に関する法制の整備に向けた検討、② I T 活用状況の実態把握と、システム構築に関する金融機関間の情報交換の実施(I T キャラバンの実施等)を行うこととされている。また、電子記録債権制度については、「e-Japan 戦略Ⅱ」(平成15年7月)以降累次の I T 戦略本部決定等に基づき、中小企業の資金調達環境を整備する等の検討を行ってきた。</p> <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子記録債権法の施行日は、公布の日より1年6月を超えない範囲の政令で定める日とされており、今後、適切かつ円滑な施行に向けて、政省令等の整備に取り組むほか、電子記録債権に係る実務・運用のあり方について検討が進むよう、関係方面と適切に連携をとっていく必要がある。 地域銀行・協同組織金融機関の経営陣を主な対象とし、I T 活用についての認識を深める機会を設けることを目的とする「金融機関における I T の戦略的活用の推進に関するシンポジウム」を全国5か所で実施した(平成19年1月～3月)。 <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子記録債権法が成立(平成19年6月)し、公布の日より1年6月を超えない範囲の政令で定める日(施行期限は平成20年12月26日)までに施行されることにより、電子的手段による事業者の資金調達の円滑化等が期待される。 18年度開催の I T シンポジウムにおいて実施したアンケート調査結果において、「本シンポジウム全体の印象について」との質問に対し、総回答者の90%(全参加者の77%)より肯定的な回答を得たことから、I T を戦略的に活用していく上で有意義な情報提供を行うことができた。 <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子記録債権法の政省令等の整備 電子記録債権に係る実務・運用のあり方についての検討 電子記録債権法令の適切かつ円滑な施行のための体制整備 I T の戦略的活用事例等の調査・研究 I T の戦略的活用事例の広報・情報交換 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="400 1379 1230 1727"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融インフラ等が I T 化等に対応したものとなること</td> <td>電子債権法(仮称)の制定に向けた検討状況</td> <td></td> <td colspan="3">※左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">利用者ニーズに即応した金融商品・サービスが誰にでも安く、早く提供されるようになることを目指す。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用者満足度調査の結果</td> <td>%</td> <td></td> <td colspan="3">預金取扱金融機関による「インターネット・携帯電話等を通じた金融商品・サービスの提供について」の1年前と比較した満足度の変化について、「かなり向上した」、「どちらかといえば向上した」が合わせて40%、「どちらともいえない」が34%、「どちらかといえば低下した」、「かなり低下した」が合わせて4%の回答となっている。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	金融インフラ等が I T 化等に対応したものとなること	電子債権法(仮称)の制定に向けた検討状況		※左記指標は、定性的指標である。					利用者ニーズに即応した金融商品・サービスが誰にでも安く、早く提供されるようになることを目指す。		利用者満足度調査の結果	%		預金取扱金融機関による「インターネット・携帯電話等を通じた金融商品・サービスの提供について」の1年前と比較した満足度の変化について、「かなり向上した」、「どちらかといえば向上した」が合わせて40%、「どちらともいえない」が34%、「どちらかといえば低下した」、「かなり低下した」が合わせて4%の回答となっている。			
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																		
				17年度	18年度	19年度																										
金融インフラ等が I T 化等に対応したものとなること	電子債権法(仮称)の制定に向けた検討状況		※左記指標は、定性的指標である。					利用者ニーズに即応した金融商品・サービスが誰にでも安く、早く提供されるようになることを目指す。																								
	利用者満足度調査の結果	%		預金取扱金融機関による「インターネット・携帯電話等を通じた金融商品・サービスの提供について」の1年前と比較した満足度の変化について、「かなり向上した」、「どちらかといえば向上した」が合わせて40%、「どちらともいえない」が34%、「どちらかといえば低下した」、「かなり低下した」が合わせて4%の回答となっている。																												
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>経済財政改革の基本方針2007</p>	<p>年月日</p> <p>平成19年6月19日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>第2章成長力の強化</p> <p>1. 成長力加速プログラム</p> <p>1 成長力底上げ戦略【具体的手段】</p> <p>(3) 中小企業底上げ戦略</p> <p>②「中小企業生産性向上プロジェクト」の推進による賃金の底上げ(業種横断的な共通基盤対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> I T 化・機械化・経営改善(コンサルティング・資金支援、流動資産担保融資保証制度・電子記録債権の推進、(後略)) 																													

平成18年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:総務企画局総務課国際室

政策名	金融インフラ等の国際化への対応 (平成18年度実績評価書:127頁)	政策体系上の位置付け 政策Ⅲ-1-(3)-①																										
政策の概要	アジア各国の金融監督当局との情報交換・連携の強化や、官民双方の取組みに関する論点についての金融業界との意見交換、我が国市場の利便性の向上などに引き続き取り組んでいく。																											
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 我が国金融機関が不良債権問題から脱却し、本格的にアジア業務に目を向けつつある中（我が国金融機関のアジア向け与信残高は、2005年末の75,979億ドルから2006年末に92,928億ドルへ増加）、アジアの監督当局との情報交換ならびに連携の強化は、相互に進出している金融機関の活動環境の整備や、我が国金融・資本市場の機能強化の進展にかかる理解の向上を通じ、我が国がアジアの拠点として機能するために必要である。</p> <p>(効率性) アジアの金融監督当局との情報交換・連携強化に取り組んだほか、アジアでの金融業の規制における市場原理の導入と競争促進的な政策の方向性にかかる現状と今後の課題について、海外調査の委託も含め研究に取り組んだ。</p> <p>(有効性) アジア金融危機において顕在化した、アジアの資金が欧米経由でアジアに還流するという不安定な資金循環構造の解決が、依然としてアジア共通の課題となっていることから、日本とアジアの金融資本市場を資金運用者・調達者にとって魅力的な市場とし、アジアの資金をアジアで循環させる経路を進展させていく観点からも、引き続き我が国金融・資本市場の機能向上を図り、当局間の連携を強化していくことは有効である。</p> <p>(反映の方向性) 引き続き、以下の施策に取り組んでいく必要がある。 ・アジア各国の金融監督当局との情報交換・連携の強化 ・官民双方の取組みに関する論点についての金融業界との意見交換 ・我が国金融・資本市場の利便性の向上 等</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="2">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>2005年末</th> <th>2006年末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アジア金融資本市場において我が国市場および金融機関がアジアの金融拠点として機能すること</td> <td>主要行のアジア向け与信残高(BIS統計)</td> <td>億ドル</td> <td></td> <td>75,979</td> <td>92,928</td> <td></td> <td>アジアにおいて我が国金融機関および市場がそのプレゼンスに応じた一定の役割を果たしていくことは、アジアにおける金融サービスの選択肢の増加・利便性の向上ならびに、域内分業の深化等を金融面でサポートすることにつながり、アジア経済全体の安定的な成長に寄与するものと考えられる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値		目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	2005年末	2006年末	アジア金融資本市場において我が国市場および金融機関がアジアの金融拠点として機能すること	主要行のアジア向け与信残高(BIS統計)	億ドル		75,979	92,928		アジアにおいて我が国金融機関および市場がそのプレゼンスに応じた一定の役割を果たしていくことは、アジアにおける金融サービスの選択肢の増加・利便性の向上ならびに、域内分業の深化等を金融面でサポートすることにつながり、アジア経済全体の安定的な成長に寄与するものと考えられる。								
達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																
			2005年末	2006年末																								
アジア金融資本市場において我が国市場および金融機関がアジアの金融拠点として機能すること	主要行のアジア向け与信残高(BIS統計)	億ドル		75,979	92,928		アジアにおいて我が国金融機関および市場がそのプレゼンスに応じた一定の役割を果たしていくことは、アジアにおける金融サービスの選択肢の増加・利便性の向上ならびに、域内分業の深化等を金融面でサポートすることにつながり、アジア経済全体の安定的な成長に寄与するものと考えられる。																					
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																									

平成18年度実績評価書要旨

担当部局名：監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局政策課

評価実施時期：平成19年8月

<p>政策名</p>	<p>地域の再生・活性化及び中小企業金融の円滑化 (平成18年度実績評価書：130頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け 政策Ⅲ-1-(4)-①</p>																															
<p>政策の概要</p>	<p>中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、地域経済の活性化や中小企業金融の円滑化のために、その機能強化が図られる必要があることから、地域密着型金融の推進を図る。 また、金融機関の資金仲介機能を強化することにより、中小企業の再生・活性化が図られる必要があることから、中小企業に必要な資金を行き渡らせるべく、中小企業金融の円滑化に向けた様々な施策に取り組む。</p>																																
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 地域経済の活性化のために、事業再生の取組みや、地域金融機関の経営力の強化の取組み、利用者の利便性の向上の取組みなど、地域密着型金融の推進を図っていくことが必要である。 また、中小企業の再生・活性化を図るため、不動産担保・個人保証に過度に依存することなく事業価値を見極める融資手法を徹底すること等により、中小企業を含む健全な取引先への資金供給を円滑化するなど、金融機関の資金仲介機能を強化する必要がある。</p> <p>(効率性) 中小企業金融モニタリングで得られた情報及び金融サービス利用者相談室に寄せられた、いわゆる貸し渋り・貸し剥がしに関する情報を検査・監督において適切に活用するとともに、中小企業の実態に即した的確な検査の実施等の取組みを行うことにより、中小企業金融の効率的な実態等の把握が進んだ。</p> <p>(有効性) 利用者アンケート結果によると、地域密着型金融の機能強化に向けた取組み全体に対する積極的な評価は増加する一方、消極的な評価は減少しており、地域密着型金融の機能強化を図るために有効なものとなっている。 中小企業金融の円滑化の状況については、担保・保証に過度に依存しない融資等の推進や中小企業再生支援協議会を活用した事業再生等は概ね増加しており、一定の成果がみられる。また、「(中小企業に対する)貸出態度判断D. I.」が引き続きプラスで推移する等の成果が上がっており、中小企業金融の円滑化を図るために有効なものとなっている。</p> <p>(反映の方向性) ・金融審議会金融分科会第二部会報告「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応についてー地域の情報集積を活用した持続可能なビジネスモデルの確立をー」の内容を踏まえた監督指針の改定等 ・引き続き、不動産担保・個人保証に過度に依存することなく事業価値を見極める融資手法の徹底等</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="399 1496 1228 1800"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域密着型金融の機能強化が図られること</td> <td>地域密着型金融の機能強化の状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その強化が図られる必要がある。担保・保証に過度に依存しない融資の促進等により、中小企業への資金供給を円滑化するなど、金融機関の資金仲介機能を強化することにより、中小企業の再生・活性化が図られる必要がある。</td> </tr> <tr> <td>中小企業金融の円滑化が図られること</td> <td>中小企業金融の円滑化の状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※左記指標は、定性的指標である。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	16年度	17年度	18年度	地域密着型金融の機能強化が図られること	地域密着型金融の機能強化の状況							中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その強化が図られる必要がある。担保・保証に過度に依存しない融資の促進等により、中小企業への資金供給を円滑化するなど、金融機関の資金仲介機能を強化することにより、中小企業の再生・活性化が図られる必要がある。	中小企業金融の円滑化が図られること	中小企業金融の円滑化の状況							※左記指標は、定性的指標である。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																			
				16年度	17年度	18年度																											
地域密着型金融の機能強化が図られること	地域密着型金融の機能強化の状況							中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その強化が図られる必要がある。担保・保証に過度に依存しない融資の促進等により、中小企業への資金供給を円滑化するなど、金融機関の資金仲介機能を強化することにより、中小企業の再生・活性化が図られる必要がある。																									
中小企業金融の円滑化が図られること	中小企業金融の円滑化の状況							※左記指標は、定性的指標である。																									
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等 経済財政改革の基本方針2007</p>	<p>年月日 平成19年6月19日</p>	<p>記載事項(抜粋) 第2章成長力の強化 1. 成長力加速プログラム II サービス革新戦略 (2) 地域経済の成長力向上 ② 地域金融機関の収益基盤強化 金融庁は、地域密着型金融の一層の推進に向けた取組を平成19年度に監督指針に盛り込むとともに、地域金融機関における自らの収益基盤強化のための新たなプランや目標の策定を推進する。また、金融機関の取組の効果を総合的に把握して、年1回実績を公表する。</p>																														

平成18年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:総務企画局企画課信用制度参事官室、監督局総務課

<p>政策名</p>	<p>「官から民へ」の改革に対する適切な対応 (平成18年度実績評価書:140頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け 政策Ⅲ-1-(5)-①</p>																						
<p>政策の概要</p>	<p>郵政民営化や政策金融改革に対する政府の方針に従い、金融庁として適切に対応していく。</p>																							
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 郵政民営化や政策金融改革に対する政府の方針に従い、適切な対応を行う必要がある。</p> <p>(有効性) 政策の達成に向けて、郵政民営化に伴う政省令等の整備、実施計画の作成手続等及び政策金融改革の基本方針等を踏まえた対応等については順調に推移した。</p> <p>(反映の方向性) ・引き続き関係省庁との連携を図りながら、郵政民営化や政策金融改革の円滑な実施に向けた対応</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="399 1276 1228 1585"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「官から民へ」の改革に対し適切な対応がなされていること</td> <td>「官から民へ」の改革に対する適切な対応状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>郵政民営化及び政策金融改革について、政府の方針に従って円滑に実施されるよう、適切に対応する必要がある。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	16年度	17年度	18年度	「官から民へ」の改革に対し適切な対応がなされていること	「官から民へ」の改革に対する適切な対応状況							郵政民営化及び政策金融改革について、政府の方針に従って円滑に実施されるよう、適切に対応する必要がある。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方										
				16年度	17年度	18年度																		
「官から民へ」の改革に対し適切な対応がなされていること	「官から民へ」の改革に対する適切な対応状況							郵政民営化及び政策金融改革について、政府の方針に従って円滑に実施されるよう、適切に対応する必要がある。																
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																					
	<p>第164回国会施政方針演説</p>	<p>平成18年1月20日</p>	<p>一度国会で否決された郵政民営化法案は、「正論」であるとの国民の審判により成立を見ることになりました。</p>																					
	<p>第166回国会施政方針演説</p>	<p>平成19年1月26日</p>	<p>政策金融改革の関連法案を今国会に提出し、(中略)郵政民営化については本年10月から確実に実施します。</p>																					

平成18年度実績評価書要旨

担当部局名：総務企画局企画課、総務企画局信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局政策課、監督局銀行第一課、監督局証券課

評価実施時期：平成19年8月

<p>政策名</p>	<p>多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計</p> <p>(平成18年度実績評価書：145頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>政策Ⅲ-2-(1)-①</p>																															
<p>政策の概要</p>	<p>社会・経済の発展に応じ、金融実態に即した多様で良質な金融商品・サービスの提供を促し、利用者利便の向上を図るため、金融機関の販売チャネルの拡大等の制度整備を図る。</p>																																
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善（銀行等による保険販売規制の見直し等）や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 我が国においては、家計における資産運用の重要性が高まるとともに、資産形成ニーズも多様化してきている。また、新たな金融技術やIT技術の進展なども背景として、多様な金融商品が販売されるようになってきている。 以上から、利用者が各自のニーズに応じた多様な金融商品・サービスを、安心して利用できる金融システムの構築が必要である。</p> <p>(有効性) 信託法及び信託法整備法の成立により、より多様で良質な金融商品・サービスの提供が可能となる制度整備が図られたほか、銀行代理業者や証券仲介業者の許可・登録等が着実に行われるなど金融商品・サービスの販売チャネルの拡大が図られた。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品・サービスの販売チャネルの更なる拡大 信託法及び信託法整備法の円滑な施行 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="400 1220 1230 1525"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多様で良質な金融商品・サービスが提供されること</td> <td>多様で良質な金融商品・サービスの提供状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>社会・経済の発展に応じ、金融実態に即した多様な金融商品・サービスの提供を促し、利用者利便の向上を図るため、金融機関の販売チャネルの拡大等の制度整備を図る必要がある。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	16年度	17年度	18年度	多様で良質な金融商品・サービスが提供されること	多様で良質な金融商品・サービスの提供状況							社会・経済の発展に応じ、金融実態に即した多様な金融商品・サービスの提供を促し、利用者利便の向上を図るため、金融機関の販売チャネルの拡大等の制度整備を図る必要がある。									
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																			
				16年度	17年度	18年度																											
多様で良質な金融商品・サービスが提供されること	多様で良質な金融商品・サービスの提供状況							社会・経済の発展に応じ、金融実態に即した多様な金融商品・サービスの提供を促し、利用者利便の向上を図るため、金融機関の販売チャネルの拡大等の制度整備を図る必要がある。																									
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																														
<p>第162回国会施政方針演説</p>		<p>平成17年1月21日</p>	<p>ペイオフ解禁は予定どおり4月から実施いたします。健全な競争の促進と利用者保護を図り、多様な金融商品やサービスを国民が身近に利用できる「金融サービス立国」を目指します。</p>																														
<p>第164回国会施政方針演説</p>		<p>平成18年1月20日</p>	<p>主要銀行の不良債権残高はこの3年半で20兆円減少し、金融システムの安定化が実現した今日、「貯蓄から投資へ」の流れを進め、国民が多様な金融商品やサービスを安心して利用できるよう、法制度を整備します。</p>																														

平成18年度実績評価書要旨

担当部局名：総務企画局政策課広報室、総務企画局政策課、総務企画局企画課、総務企画局市場課、検査局総務課、監督局総務課

評価実施時期：平成19年8月

<p>政策名</p>	<p>金融行政の透明性・予測可能性の向上 (平成18年度実績評価書：149頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け 政策Ⅲ-2-(1)-②</p>																															
<p>政策の概要</p>	<p>「金融サービス立国」を「民」の力によって実現するためには、市場規律を補完する金融行政の透明性・予測可能性が向上する必要があることから、金融行政に関する広報の充実、行政処分の公表、ノーアクションレター等への適切な対応等の諸施策を実施していく。</p>																																
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 国内のみならず対外的に我が国の金融関連法令等や金融庁の施策、さらには金融関連情報等を積極的に発信していくことは必要である。 また、金融行政の透明性・予測可能性の向上を図るためには、行政処分の公表、ノーアクションレター制度等への適切な対応、金融検査に関する情報・監督指針等の公表は必要である。</p> <p>(効率性) 日本語版金融庁ホームページについてのみ行っている新着情報メール配信サービスについては、利用者ニーズが高いため、英語版金融庁ホームページ、証券取引等監視委員会ホームページ（英語・日本語）、公認会計士・監査審査会ホームページ（日本語）にも拡張し、ホームページ利用者へのサービス向上を図ることが必要である。</p> <p>(有効性) 行政処分の公表は、同様事案の発生の抑制が図られたものと考えられ、またノーアクションレター制度等への適切な対応、金融検査に関する情報・監督指針等の公表により、金融行政の透明性・予測可能性の更なる向上に資した。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ利用者へのサービス向上 ・法令解釈の周知及び法令等遵守に係る監督指針等の整備等 ・ノーアクションレター制度等の一層の周知徹底 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="400 1435 1230 1742"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融行政の透明性・予測可能性が向上すること</td> <td>金融行政の透明性・予測可能性の向上の状況</td> <td>千件 (金融庁ホームページへのアクセス件数)</td> <td></td> <td>3,712</td> <td>5,656</td> <td>7,145</td> <td></td> <td>「金融サービス立国」を「民」の力によって実現するためには、市場規律を補完する金融行政の透明性・予測可能性が向上する必要がある。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	16年度	17年度	18年度	金融行政の透明性・予測可能性が向上すること	金融行政の透明性・予測可能性の向上の状況	千件 (金融庁ホームページへのアクセス件数)		3,712	5,656	7,145		「金融サービス立国」を「民」の力によって実現するためには、市場規律を補完する金融行政の透明性・予測可能性が向上する必要がある。									
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																			
				16年度	17年度	18年度																											
金融行政の透明性・予測可能性が向上すること	金融行政の透明性・予測可能性の向上の状況	千件 (金融庁ホームページへのアクセス件数)		3,712	5,656	7,145		「金融サービス立国」を「民」の力によって実現するためには、市場規律を補完する金融行政の透明性・予測可能性が向上する必要がある。																									
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																														

平成18年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:監督局総務課、総務企画局総務課国際室、総務企画局企画課

<p>政策名</p>	<p>マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化 (平成18年度実績評価書:158頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け 政策Ⅲ-3-(1)-①</p>																															
<p>政策の概要</p>	<p>金融機関等に届け出が義務付けられている「疑わしい取引の届出」制度により、金融機関等のサービスが犯罪者によって利用されることを防止し、金融機関等及び金融システムの健全性及びこれに対する信頼を確保することのほか、FATF（金融活動作業部会）勧告の遵守や国際協調の推進等を行うことにより、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化を図っていく。</p>																																
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（FATF対日審査への対応等）を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 犯罪収益移転防止法の一部施行により、19年4月にFIU機能は国家公安委員会（警察庁刑事局）へ移管したが、当庁は同法の規定に従い、金融機関の所管行政庁として引き続き疑わしい取引の届出受理業務を行う必要がある。 マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化にはFATF及びAPG等を通じた国際協調が重要であるとともに、19年度に予定されるFATF対日相互審査への入念な準備を行う必要がある。</p> <p>(効率性) 我が国のマネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の一層の強化及びFATF対日相互審査への効率的な準備のため、FATF及びAPG等の国際会議に積極的に参画した。</p> <p>(有効性) 金融機関等に対して「疑わしい取引の届出」に関する研修会を実施するなど啓発活動を行ってきた結果、届出件数が引き続き増加傾向にある。 FATF勧告を含むマネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策について国際的に議論されているFATF及びAPG等の国際会議に積極的に参加することで、我が国のマネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化を図った。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会等を通じて「疑わしい取引の届出」制度の周知徹底 ・FATF及びAPG等の国際会議への積極的な参加 ・FATF勧告の国内対応についての関係省庁との協力推進、FATF対日審査への積極的な対応 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="400 1453 1230 1760"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組織犯罪対策及び犯罪収益の規制に資すること</td> <td>年間届出件数及び提供件数</td> <td>件</td> <td></td> <td>95,315</td> <td>98,935</td> <td>113,860</td> <td></td> <td>「疑わしい取引の届出」制度により金融機関等のサービスが犯罪者によって利用されることを防止し、金融機関等及び金融システムの健全性及びこれに対する信頼を確保しようとするもの。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	16年度	17年度	18年度	組織犯罪対策及び犯罪収益の規制に資すること	年間届出件数及び提供件数	件		95,315	98,935	113,860		「疑わしい取引の届出」制度により金融機関等のサービスが犯罪者によって利用されることを防止し、金融機関等及び金融システムの健全性及びこれに対する信頼を確保しようとするもの。									
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																			
				16年度	17年度	18年度																											
組織犯罪対策及び犯罪収益の規制に資すること	年間届出件数及び提供件数	件		95,315	98,935	113,860		「疑わしい取引の届出」制度により金融機関等のサービスが犯罪者によって利用されることを防止し、金融機関等及び金融システムの健全性及びこれに対する信頼を確保しようとするもの。																									
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																														

平成18年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局総務課協同組織金融室

政策名	金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応 (平成18年度実績評価書:163頁)	政策体系上の位置付け 政策Ⅲ-3-(1)-②																															
政策の概要	利用者保護及び金融システムに対する信頼維持の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要があることから、金融機関等に対し、不正口座利用に関する情報提供及び迅速かつ適切な取組みの態勢を実施していく。																																
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 預金口座の不正利用防止のためには、金融機関等に対する不正口座利用に関する情報提供及び金融機関における当該情報に対する迅速かつ適切な取組みの態勢を図っていくことは必要である。</p> <p>(効率性) 当局より金融機関等に対する預金口座の不正利用に関する速やかな情報提供、及び業界団体を通じ傘下金融機関に対する適切な口座管理に一層努めること等の要請を行うことにより、金融機関において、不正に利用された預金口座の利用停止、強制解約等の措置が行われている。</p> <p>(有効性) 金融機関において、口座不正利用問題及び当該問題に対する当局の姿勢についてより一層理解が深まるとともに、当局からの情報提供を基に行ったものを含め、18年4月から19年3月までの間に、41,606件の利用停止、32,622件の強制解約等の措置が行われており、預金口座の不正利用防止に一定の効果がみられた。</p> <p>(反映の方向性) 引き続き、不正口座利用に関する金融機関等への情報提供及び当該情報に対する迅速かつ適切な取組みの態勢を図っていく。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="2">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">金融機関の預金口座を不正に利用されないこと</td> <td rowspan="2">口座不正利用防止に伴う口座の利用停止・強制解約等の状況 (全銀協公表)</td> <td>利用停止 (件)</td> <td></td> <td>38,740</td> <td>41,606</td> <td></td> <td rowspan="2">利用者保護及び金融システムに対する信頼維持の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要がある。</td> </tr> <tr> <td>強制解約等 (件)</td> <td></td> <td>34,003</td> <td>32,622</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値		目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年度	18年度	金融機関の預金口座を不正に利用されないこと	口座不正利用防止に伴う口座の利用停止・強制解約等の状況 (全銀協公表)	利用停止 (件)		38,740	41,606		利用者保護及び金融システムに対する信頼維持の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要がある。	強制解約等 (件)		34,003	32,622									
達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																					
			17年度	18年度																													
金融機関の預金口座を不正に利用されないこと	口座不正利用防止に伴う口座の利用停止・強制解約等の状況 (全銀協公表)	利用停止 (件)		38,740	41,606		利用者保護及び金融システムに対する信頼維持の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要がある。																										
		強制解約等 (件)		34,003	32,622																												
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																														

平成18年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:総務企画局総務課開発研修室、総務企画局総務課

<p>政策名</p>	<p>人材の育成・強化のための諸施策の実施 (平成18年度実績評価書:170頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け 政策1-(1)-①</p>																																
<p>政策の概要</p>	<p>金融の高度化・複雑化に対応した専門性を養成していくため、業務に必要となる専門知識等について、業務内容及び職務経験に応じた研修計画を策定するとともに、それらを効果的に実施していく。</p>																																	
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等(必要に応じた見直し)を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 金融の高度化・複雑化に的確に対応していくためには、高度な専門知識を有する職員の育成、強化が必要不可欠であり、現在実施している研修も適時適切に見直しを行い、研修内容の充実・強化を図っていく必要がある。また、国際化の進展に伴って、金融行政を担う職員に対しても語学力が求められており、我が国金融・資本市場の国際競争力を強化する観点からも、英語対応のための語学力の向上が必要である。</p> <p>(効率性) 金融の高度化・複雑化に対応すべく高度な専門知識を有する職員を育成していくため、経験年数に応じて必要とする知識の付与を行う重層的な研修体系に再構築を行っている。更に、金融実務に関する専門的な研修について、受講機会の拡大などにより、効率的な実施を図っている。</p> <p>(有効性) 重層的な研修体系の再構築を行うとともに、金融実務に関する専門的な研修について受講機会の拡大を図るべく複数回にわたって実施したことから、実施コース数、受講人数ともに前年度に比べ増加している。このため、専門的な知識を付与する機会として一定の成果があった。</p> <p>(反映の方向性) ・係員・係長・課長補佐の各々の役職に求められる知識・能力や業務の専門性を高めるための研修内容の充実・強化 ・新規採用職員を中心とした語学力底上げなどを目的とした語学研修の拡充</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="400 1413 1230 1720"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="2">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">行政ニーズに応じた人材の育成・確保</td> <td rowspan="2">研修の実施状況等(対前年度比で測定)</td> <td>受講コース</td> <td>(17年度)</td> <td>41</td> <td>51</td> <td></td> <td rowspan="2">「金融改革プログラム」で示されている、利用者利便を向上させるための制度設計、利用者保護ルールの整備・徹底、ITの戦略的な活用、金融行政の国際化といった課題を着実に実施していくためには、金融行政の担い手である金融庁職員について、金融の複雑化・高度化に対応した専門性を確立していく必要がある。</td> </tr> <tr> <td>受講者数(人)</td> <td>(17年度)</td> <td>3,120</td> <td>3,467</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値		目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年度	18年度	行政ニーズに応じた人材の育成・確保	研修の実施状況等(対前年度比で測定)	受講コース	(17年度)	41	51		「金融改革プログラム」で示されている、利用者利便を向上させるための制度設計、利用者保護ルールの整備・徹底、ITの戦略的な活用、金融行政の国際化といった課題を着実に実施していくためには、金融行政の担い手である金融庁職員について、金融の複雑化・高度化に対応した専門性を確立していく必要がある。	受講者数(人)	(17年度)	3,120	3,467									
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																					
				17年度	18年度																													
行政ニーズに応じた人材の育成・確保	研修の実施状況等(対前年度比で測定)	受講コース	(17年度)	41	51		「金融改革プログラム」で示されている、利用者利便を向上させるための制度設計、利用者保護ルールの整備・徹底、ITの戦略的な活用、金融行政の国際化といった課題を着実に実施していくためには、金融行政の担い手である金融庁職員について、金融の複雑化・高度化に対応した専門性を確立していく必要がある。																											
		受講者数(人)	(17年度)	3,120	3,467																													
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																															

平成18年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:総務企画局総務課情報化・業務企画室

<p>政策名</p>	<p>行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進 (平成18年度実績評価書:175頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け 政策2-(1)-①</p>																											
<p>政策の概要</p>	<p>電子政府の構築は、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するため、金融庁としても「電子政府構築計画」等に則し、業務・システムの最適化の取組みを行う。</p>																												
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) ①業務・システムの最適化の実施 現時点では成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向け業務は適切に実施されており、引き続きこれまでの取組みを行う必要がある。 ②情報システム調達の適正化 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。 (必要性) 「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。また、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成16年3月30日改定。情報システム調達に係る政府調達府省連絡会議了承)において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。 (効率性) 情報システム調達への全庁的な取組みを強化するため、17年4月に長官、各局長等をメンバーとする「金融庁情報システム調達会議」を設置し、契約方針、随意契約を行う場合はその理由、契約金額等の妥当性の審議を行い、情報システム調達の適正化に取り組んだ。また、一定規模以上のシステム開発に当たっては、CIO補佐官が参画して仕様書・見積り等の検証を行うなど、徹底した仕様書等の見直し・合理化によるコストの適正化を図った。 (有効性) ①「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」、②「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」、③「金融庁ネットワーク(共通システム)最適化計画」を実施していくことにより、業務処理時間や経費の削減などの効果が見込まれる。 ①については平成21年度から、②については平成20年度から、業務処理時間や経費の削減などの効果が見込まれる。③については、金融庁ネットワークの再構築に伴い平成19年度から効果が見込まれるが、一部については平成18年度に経費削減(▲13,610千円)が図られた。 (反映の方向性) ・業務・システム最適化の実施に向けたシステム設計・開発等の推進 ・引き続き調達の公平性・透明性の確保を図る 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="399 1368 1228 1787"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="2">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること</td> <td>業務・システム最適化計画に基づく経費や業務処理時間の削減などの効果</td> <td>※上記(有効性)欄を参照。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。</td> </tr> <tr> <td>情報システム調達の適正化を図る</td> <td>情報システム調達会議の実施状況</td> <td>回</td> <td></td> <td>4</td> <td>7</td> <td></td> <td>「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成16年3月30日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値		目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年度	18年度	可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること	業務・システム最適化計画に基づく経費や業務処理時間の削減などの効果	※上記(有効性)欄を参照。					「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。	情報システム調達の適正化を図る	情報システム調達会議の実施状況	回		4	7		「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成16年3月30日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																
				17年度	18年度																								
可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること	業務・システム最適化計画に基づく経費や業務処理時間の削減などの効果	※上記(有効性)欄を参照。					「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。																						
情報システム調達の適正化を図る	情報システム調達会議の実施状況	回		4	7		「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成16年3月30日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。																						
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等 経済財政改革の基本方針2007</p>	<p>年月日 平成19年6月19日</p>	<p>記載事項(抜粋) 第2章成長力の強化 1. 成長力加速プログラム II サービス革新戦略 (1) IT革新 ③ 世界最先端の電子政府の実現 5年以内を目標に国民に使い勝手の良い世界最先端の電子政府を実現するべく、ユーザーの視点に立った利便性の向上等を念頭に置き、紙をベースとした既存の手続を根本的に見直し、業務・システムの最適化等の施策を講ずる。</p>																										

平成18年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:総務企画局企画課研究開発室

<p>政策名</p>	<p>専門性の高い調査研究の実施 (平成18年度実績評価書:180頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け 政策2-(2)-①</p>																															
<p>政策の概要</p>	<p>金融を取り巻く環境は、情報通信技術の発展等により、更に高度化、複雑化、国際化等が進展しており、金融情勢の変化に的確に対応し、立ち遅れることなく適切な行政運営を確保していくため、専門性の高い調査研究を行うとともに、庁内へのフィードバックを一層充実させる。</p>																																
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 近年の金融をめぐる情勢の変化を見ると、より急激に高度化、複雑化、国際化が進んでおり、また諸外国の金融環境、金融監督体制が急速に変化している状況に鑑み、以前にも増して諸外国の金融制度や金融情勢の調査・比較検討が求められているなど、あらゆる分野において専門性の高い調査研究の必要性がある。</p> <p>(効率性) 研究会、勉強会等により、職員の専門性・先見性向上の機会が提供され、関係部局との相互交流が促進された。また、論文の英訳をホームページに掲載したことにより、海外の研究者等への情報発信もできた。</p> <p>(有効性) 研究会、勉強会等により、庁内職員が学会・実務界の最新情報に接し、研究成果に対する庁内職員の理解が促進されるなど、研究成果の関係部局へのフィードバック面で十分な成果が上がった。</p> <p>(反映の方向性) ・研究成果の庁内へのフィードバック・関係部局との相互交流 ・研究の質の向上と研究分野数の増加</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="399 1444 1228 1780"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融行政の専門性向上のための情報収集・分析を行い、庁内へ情報提供すること</td> <td>金融行政の専門性向上のための情報収集・分析等の状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究を実施し、その成果の還元や庁内関係部局・外部有識者等との情報交流により、職員の専門性・先見性の向上を図っていく必要がある。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	16年度	17年度	18年度	金融行政の専門性向上のための情報収集・分析を行い、庁内へ情報提供すること	金融行政の専門性向上のための情報収集・分析等の状況							金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究を実施し、その成果の還元や庁内関係部局・外部有識者等との情報交流により、職員の専門性・先見性の向上を図っていく必要がある。									
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																			
				16年度	17年度	18年度																											
金融行政の専門性向上のための情報収集・分析を行い、庁内へ情報提供すること	金融行政の専門性向上のための情報収集・分析等の状況							金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究を実施し、その成果の還元や庁内関係部局・外部有識者等との情報交流により、職員の専門性・先見性の向上を図っていく必要がある。																									
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																														